

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議 幹事会（第7回）資料



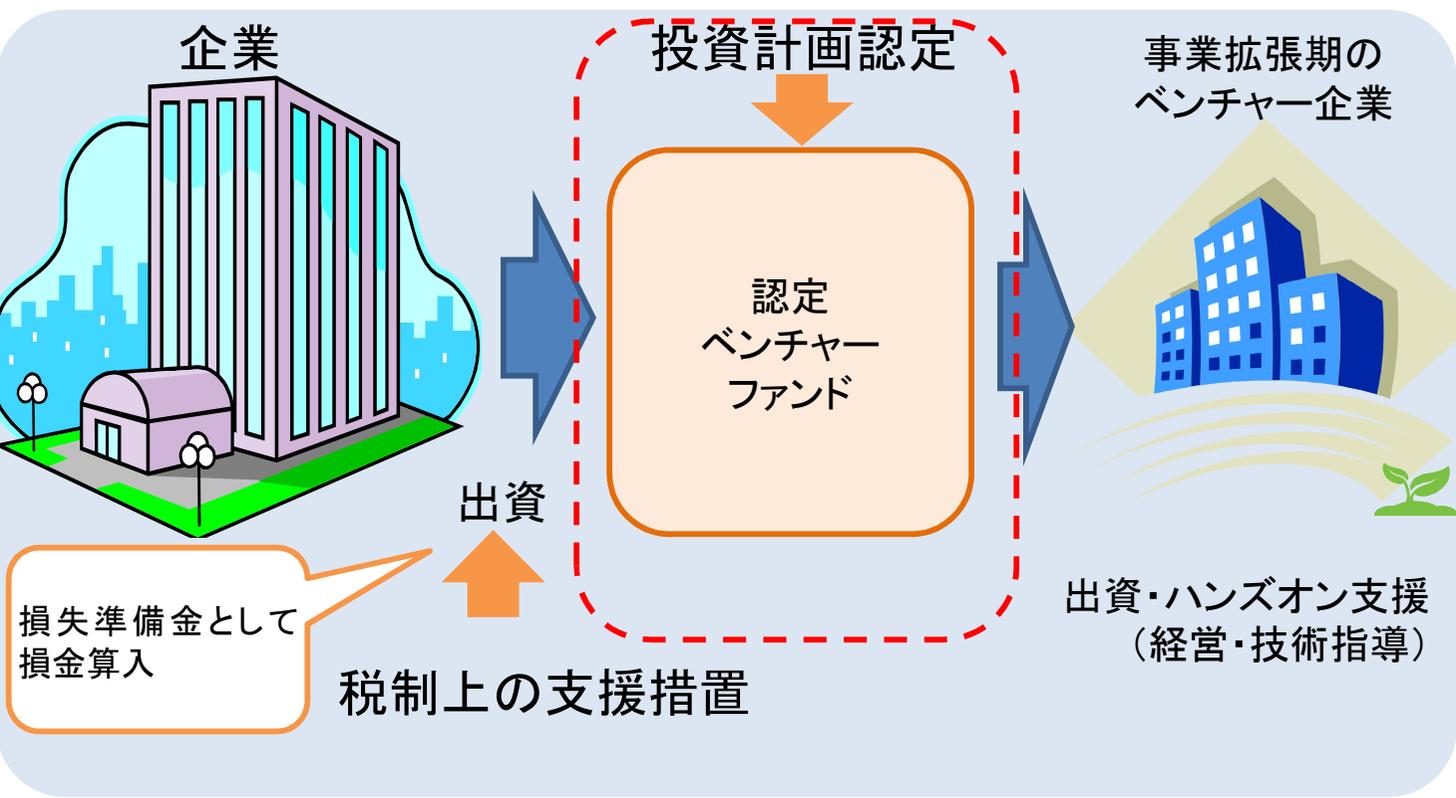
平成28年11月28日（月）
（公社）日本ニュービジネス協議会連合会

会長 池田 弘

「第10回 まち・ひと・しごと創生会議（平成28年11月1日開催）」資料より抜粋

○事業拡張期にあるベンチャー企業への投資を活性化するための、事業会社によるベンチャーファンドを通じたベンチャー投資を支援する準備金制度について、地方におけるベンチャー投資を拡大するため、地方ファンドの規模要件の見直し等を行った上で延長する。

現行制度 【適用期限:平成28年度末まで】



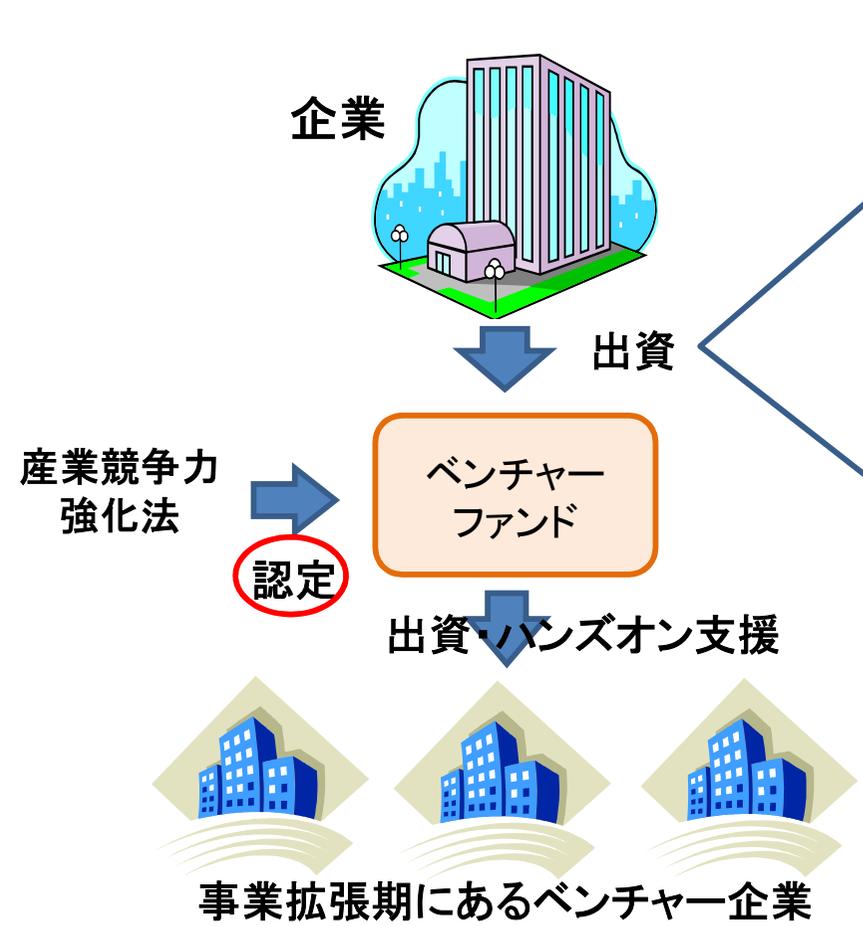
- 【認定要件(概要)】
- ファンド要件
 - 投資事業有限責任組合であること
 - ファンド規模が概ね20億円以上であること
 - 実施期間が10年以下であること
 - 目標内部収益率が15%以上であること
 - 投資計画要件
 - 新事業開拓事業者※1への投資でのみで構成されている計画であること
- ※1新事業開拓事業者の要件
- ・大規模法人グループに属さないこと
 - ・株式会社であること
 - ・非上場・非登録会社であること
 - ・風俗営業を行っていないこと
 - ・暴力団等ではないこと

要望内容

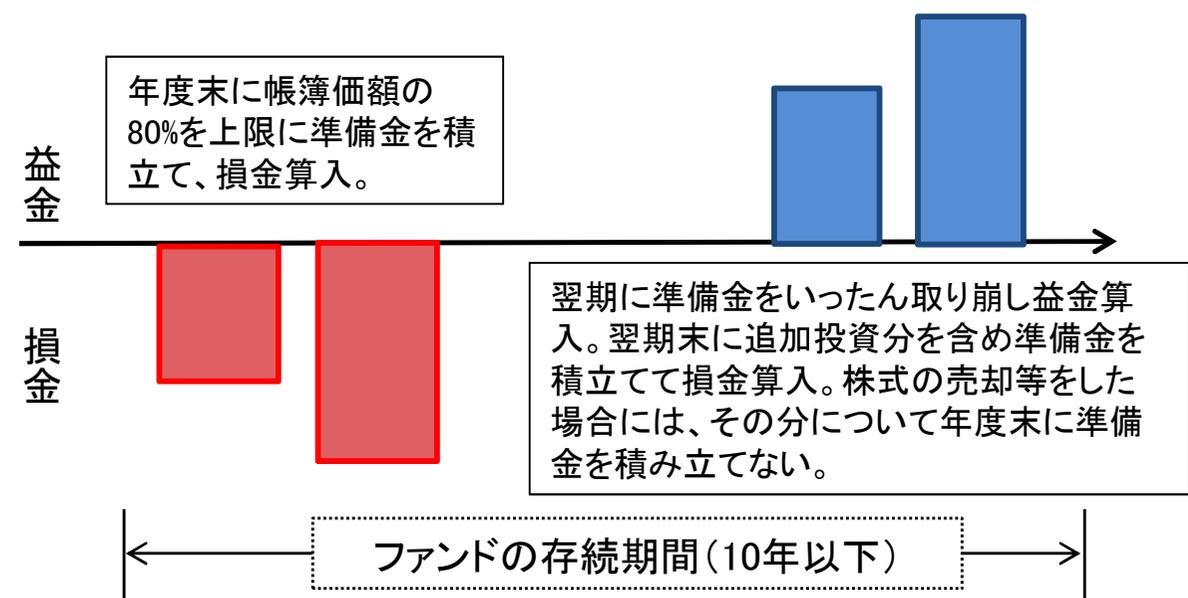
- 適用期限を2年間延長する。(平成30年度末まで)
- 組合の主たる事務所が東京都以外にあるものは、ファンド規模要件を概ね10億円以上とし、目標内部収益率を10%以上とする等、要件を緩和する。

企業のベンチャー投資促進税制の概要

- 産業競争力強化法に基づき、主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドの投資計画を経済産業大臣が認定。
- 認定ファンドを通じてベンチャー企業に出資する企業は、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の8割を限度として損失準備金を積み立て、その積み立てた額を損金算入できる。



- ① 企業が、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の80%を上限に、損失準備金を積み立て、損金計上する。
- ② 翌年に準備金をいったん取り崩し益金算入。翌期末に認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の80%を上限に、再度、損失準備金を積み立て、損金計上する(洗い替え方式)。



※1回に限り、当初の期間を含め最大で13年まで延長可。

※産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月末までの約3年間でファンドを認定。認定ファンドの存続期間中は税制措置が継続。

ベンチャー投資に関する現状と課題①

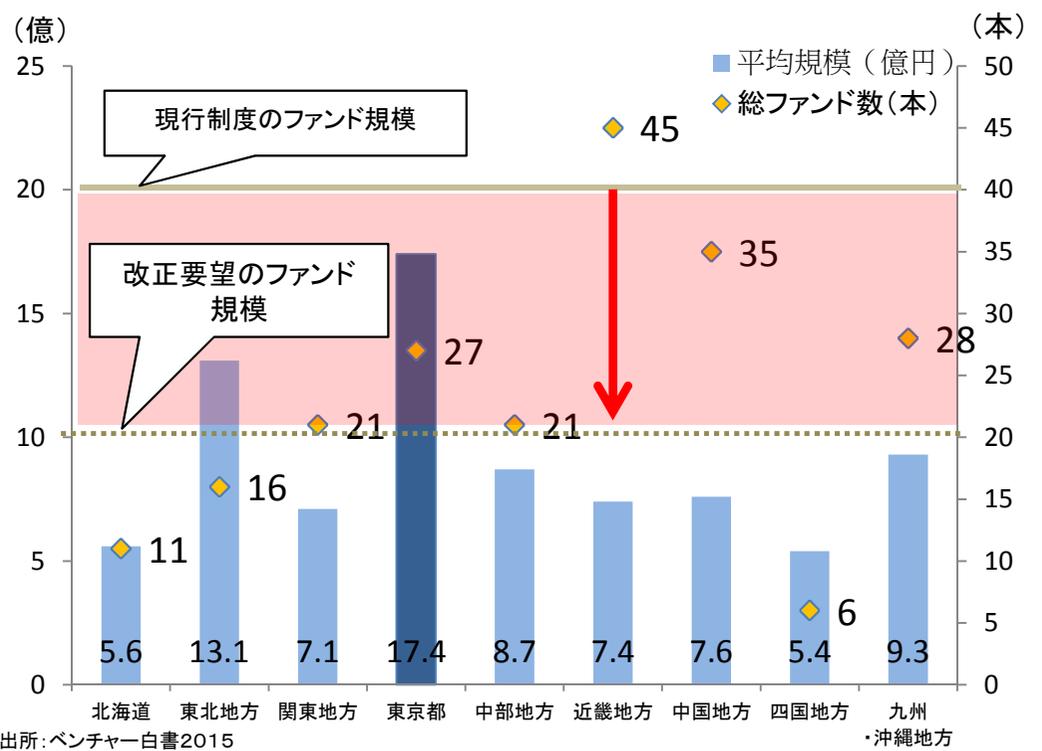
- 平成26年1月20日の制度開始後、認定件数は徐々に増加。
- 我が国のベンチャーファンドは東京に一極集中しており、かつ規模要件でも地域間格差が顕在。

■認定ファンド一覧(平成28年8月1日現在)

認定年月日	認定を受けた投資事業有限責任組合の名称	無限責任組合員の名称	所在地
1 平成26年11月28日	リード・グロス3号投資事業有限責任組合	・リード・キャピタル・マネージメント株式会社 ・LCP3号有限責任事業組合	東京都
2 平成27年4月10日	次世代日本先端技術育成ファンド投資事業有限責任組合	・合同会社ユーグレナSMBC日興リバネスキャピタル	東京都
3 平成27年4月15日	ファストラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合	・株式会社ファストラックイニシアティブ	東京都
4 平成28年5月12日	CatalyST1号投資事業有限責任組合	・カタリストキャピタル株式会社	東京都
5 平成28年6月24日	地方創生新潟1号投資事業有限責任組合	・新潟ベンチャーキャピタル株式会社	新潟県
6 平成28年7月29日	SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合	・SBIインベストメント株式会社	東京都

■地域別のベンチャーファンドの実情

[地域別ファンド平均規模]



○1982年～2015年までの各地方において設立したファンド規模の平均 (東北地方は、東日本大震災の復興の観点等から大規模ファンドが設立されたことが平均値を押し上げていると推測される)

➡ **地方において20億円規模のファンドは極めて少ない。**

➡ **年間認定件数は徐々に増加**

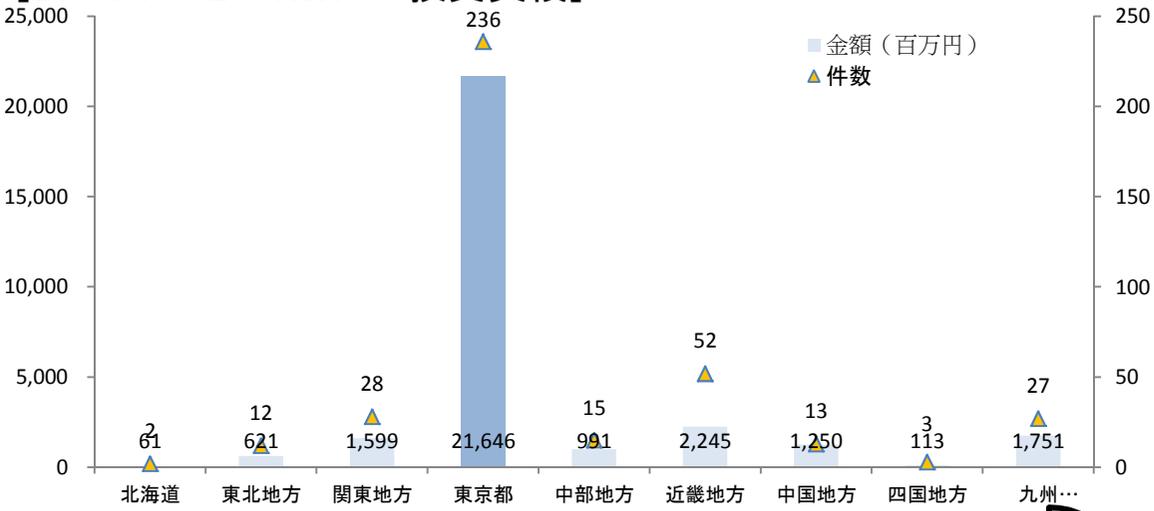
東京都以外の地方で投資活動を行うベンチャーファンド(地方ファンド)は、ファンド規模が小さく、組成されているファンドの数も少ない傾向にある。そうした状況を勘案し、所要の見直しを講じる必要がある。

ベンチャー投資に関する現状と課題②

○ベンチャーファンドから投資を受けた「ベンチャー企業(VB)の数」及び「VBへの投資金額」も、東京都に一極集中。

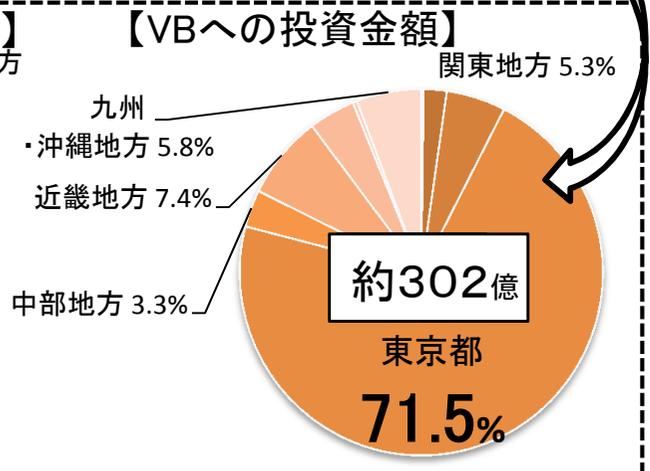
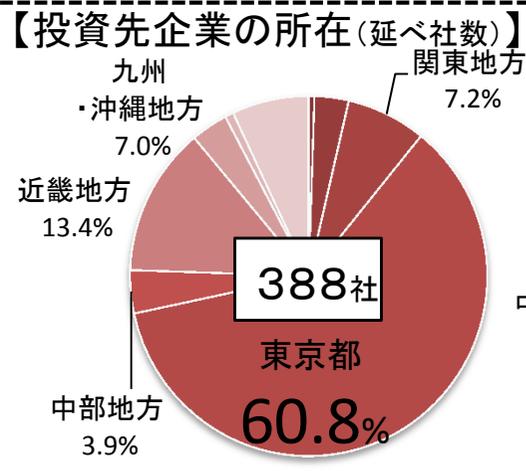
○各団体からも、認定要件を緩和するニーズが強い。

■投資事業組合における投資先企業の地域分布(新規投資分) [2014.4.1~2015.3.31の投資実績]



出所：ベンチャー白書2015 (VEC)

割合を比べると、



■各団体からの要望

一般社団法人日本経済団体連合会

『「新たな基幹産業の育成」に資するベンチャー企業の創出・育成に向けて～日本型「ベンチャー・エコシステム」の構築を目指して～』
(2015年12月15日)

「出資金額の合計(出資約束金額)が20億円以上、投資対象が国内法人のみであることが障害となり現状利用が進んでいない「企業版エンジェル税制(ベンチャー投資促進税制)」も、その適用条件の大幅な緩和が求められる。」

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会

『地方創生に関する異次元の変革の提言』
(2015年10月)

「産業競争力強化法の認定ファンドの最低規模要件を現状20億円から経済規模の小さい地域に関しては5億円に引き下げる。」

新潟市

『平成29年度国の施策・予算に対する提案・要望(経済産業省)』
(平成28年7月)

「ファンドの規模やスピード感等が、都市事情や産業構造が各々異なる地方の実態と乖離が見受けられます。このため、ファンドの下限価額を引き下げ、個人・法人とも出資がしやすいファンド組成の小規模化を図るとともに、国においても原資の一部を負担するなど、投資環境の整備・拡充を要望します。」